

「消防職員の団結権のあり方に関する検討会」について

1 趣旨

消防職員の団結権のあり方について、労働基本権の尊重と国民の安心・安全の確保の観点に立ち、関係者の意見を聞きながら検討を行う。

2 スケジュール

関係者の意見を十分踏まえるため、消防の実態調査や、関係者へのヒアリングなどを行いながら、今年の秋頃には取りまとめができるよう検討を行う。

【第1回】 1月22日(金)	○消防職員の団結権に関する議論の経緯(説明) ○フリートーキング
【第2回】 2月26日(金)	○検討課題の整理(説明) ○フリートーキング
【第3回】 3月26日(金)	○消防本部・消防署の業務実態(現地視察及び意見交換)
【第4回】 5月12日(水)	○関係団体ヒアリング 日本労働組合総連合会(連合)、全日本自治団体労働組合(自治労)、 日本自治体労働組合総連合(自治労連)、全国市長会、全国消防長会
【第5回】 5月21日(金)	○関係団体ヒアリング 全国町村会、全国知事会、日本消防協会、全国消防職員協議会、 消防職員ネットワーク
【第6回】 6月22日(火)	○これまでの検討会で提起された論点についての資料(説明) ○フリートーキング
【第7回】 8月18日(水)	○消防職員の団結権のあり方に関する主要な論点等について説明 ○フリートーキング ○ワーキンググループ設置の了承
秋まで	○取りまとめに向けて基本的な考え方についての整理、とりまとめ

3 検討会構成員（敬称略）

- （座長） 小川 淳也 総務大臣政務官
（座長代理） 辻 琢也（一橋大学大学院教授）
（委員） 青山 佳世（フリーアナウンサー）
荒木 尚志（東京大学大学院教授）
吉川 肇子（慶應義塾大学准教授）
下井 康史（新潟大学大学院教授）
人羅 格（毎日新聞社論説委員）
小沢 信義（埼玉県入間郡毛呂山町長）
菅家 一郎（福島県会津若松市長）
三浦 孝一（京都市消防局長）
岡本 博（自治労書記長）
木村 裕士（連合総合企画局長）
迫 大助（全国消防職員協議会会長）

4 ワーキンググループ概要

- 構成員は、当局側委員及び労働側委員を除く有識者委員から選定。主査は座長の指名により辻座長代理が努める。
- 消防職員の団結権のあり方に関する主要な論点について、専門的かつ第三者的な立場から検討。
- ワーキンググループとしての考え方をとりまとめ、検討会に報告。
- ワーキンググループでのとりまとめを受け、検討会で議論し、検討会としてのとりまとめを行う。

(参考1) 公務員の労働基本権の状況

憲法第28条と公務員の労働基本権

- (1) 憲法第28条:労働者に団結権・団体交渉権・争議権を保障
 - (2) 一方で公務員には憲法第15条(全体奉仕者性)に基づく要請あり
- ⇒ 下記のように労働基本権について一定の制約

区 分		団結権	団体交渉権		争議権
			協約締結権		
地方 公務 員	非現業職員	○	△※注	×	×
	うち警察職員及び消防職員	×	×	×	×
	企業職員等	○	○	○	×
国家 公務 員	非現業職員	○	△※注	×	×
	うち警察職員、海上保安庁職員及び刑事施設職員	×	×	×	×
	国有林野及び特定独立行政法人職員	○	○	○	×
(参考)民間労働者		○	○	○	○

※注 地方公務員・国家公務員ともに、非現業職員は交渉を行うことができるが、団体協約は締結できない。ただし、地方公務員については、書面による協定は可能。

地方公務員法(抜粋)

(職員団体)

第五十二条 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

2 前項の「職員」とは、第五項に規定する職員以外の職員をいう。

3・4 (略)

5 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

(参考2) 公務員制度改革との関係

公務員の労働基本権のあり方について(抜粋)

(平成19年10月19日 行政改革推進本部専門調査会報告)

※行政改革推進法(平成18年法律第47号)に基づいて設置された行政改革推進本部に置かれた専門調査会の報告(抜粋)である。

2 改革の方向性

(4) 意見の分かれた重要な論点

ア 消防職員及び刑事施設職員の団結権について

現在、警察職員、自衛隊員、海上保安庁職員、消防職員及び刑事施設職員については、団結権が付与されていない。

このうち、消防職員及び刑事施設職員に対し団結権を付与すべきか否かについては、意見が分かれた。

この点、次の理由などから、付与すべきとする意見があった。

- ・ これらの職員に対し、厳正な規律や部隊活動が求められることが、団結権を付与しない理由として挙げられるが、団結権を付与することにより、規律が乱れたり部隊活動が困難になることは考えにくい。
- ・ 団結権の付与により、これらの職員の職場環境の改善に役立ち、人材確保にも資するはずである。
- ・ 一方で、次の理由などから、付与すべきでないとする意見があった。
- ・ これらの職員は警察職員と同様の任務と権限を持ち、厳正な規律と統制ある迅速果敢な部隊活動が常に求められる。仮に団結権を付与すれば、上司と部下の対抗関係をもたらし、上命下服の服従規律の維持が困難になることが予想され、職務の遂行が困難になり、国民生活等に悪影響を及ぼしかねない。

自律的労使関係制度の措置に向けて(抜粋)

(平成21年12月15日 労使関係制度検討委員会報告)

※国家公務員制度改革基本法(平成20年法律第68号)に基づいて設置された国家公務員制度改革推進本部に置かれた労使関係制度検討委員会の報告(抜粋)である。

終わりに

なお、労働基本権のあり方については、より幅広い検討課題として争議権や消防職員等の団結権が存在しており、これらについては別途検討することが必要との意見があった。

消防職員の団結権のあり方に関する主要な論点について（未定稿）

I 団結権を回復すべきか

(1) 基本的な考え方について

- 団結権については、労働者の基本的な人権であるとの立場から、検討していくべきではないか。

(2) 団結権を回復することにより期待される効果

- 消防職員の団結権を回復することにより、次のような効果が期待できるのではないか。
 - ・ 対等な立場での労使の意思の疎通により、目的意識の共有や公務能率の向上が図られるのではないか。
 - ・ 消防職員の安全を確保することにつながるのではないか。
 - ・ 職員の士気の向上や人材確保につながるのではないか。

(3) 団結権を回復することにより生じる課題・懸念

- 消防職員の団結権を回復することにより、次のような課題・懸念が生じるのではないか。
 - ・ 職員間の対抗関係を生じさせることになり、指揮命令系統や、部隊内の信頼関係に影響を与えるのではないか。
 - ・ 住民の生命・財産を守るという消防の任務に支障が出るのではないかと
いう観点から、地域住民との信頼関係に影響を与えるのではないか。
 - ・ 消防職員が自らの権利を主張することにより、消防団との連携や信頼関係に影響を与えるのではないか。

(4) 消防職員の団結権を回復する場合に整理すべき事項

- 労働基本権について、警察職員と異なる取扱いをする理由は何か。
(日本の消防が「警察」に含まれるとするこれまでの政府の見解との整理)

Ⅱ 消防職員の団結権を回復する場合のあり方

(1) 団結権を回復する場合のあり方

- 団結権を回復する場合、以下のようなケースが考えられるが、どのような制度とすべきか。
 - ・ 団結権を回復し、一般非現業職員と同様、当局との交渉を行う。
 - ・ 団結権を回復し、消防職員独自の仕組み（労使協議等）を構築する。
 - ・ 団結権を回復し、当局との交渉や労使協議等を行わない。
- 団結権を回復する場合、消防職員は、一般非現業職員と同じ職員団体に加入できることとすべきか、消防職員独自の団体にのみ加入できることとすべきか。

(2) 団結権を回復する場合、当局との交渉についてはどのように考えるべきか。

- 団結権の回復について検討する場合に、当局との交渉についてどう考えるかという点について併せて検討する必要があるのではないか。
- 法制的な観点や国際的な観点からも検討する必要があるのではないか。
- Iで検討した効果や課題・懸念について、当局との交渉を行う場合と行わない場合で違いが生じるか。
- 仮に団結権を回復し、当局との交渉を行う場合に課題・懸念が生じるとすれば、これに対してどのような対応策が考えられるか。

Ⅲ 制度改正を行う場合の留意点

(1) 消防職員委員会制度について

- 消防職員委員会制度をどのように取り扱うべきか。

(2) 公務員制度改革との整合性

- 公務員制度改革の中で、協約締結権や争議権について検討される場合には、消防職員の特性について勘案する必要があるのではないか。

(3) 円滑な制度の実施について

- 制度の実施に向けた準備期間をどう考えるのか。
- 一部事務組合や小規模な消防本部が存在することについても留意するべきではないか。